

外国税額控除等に係る関係書類の提出について（お願い）

日頃、県税の申告納付について格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県民税においては外国の法人税等の額の控除規定、事業税においては外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額の損金算入規定及び外国の事業に帰属する所得の控除規定があります。

つきましては、これらの控除額等を確認するため、申告書の提出に際して、下記の書類を添付していただきますようお願いいたします。

このことについて不明な点があるときは、各県税事務所にお尋ねください。
また、申告書記載にあたっては、「記載の手引」を参考にしてください。

記

<地方税申告書関係>

- 1 第7号の2様式（1）又は（2）
外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その1）
外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その2）
※ 貴社において、東京都に事務所等がない場合はその1を、東京都に事務所等がある場合はその2を提出してください。
- 2 第7号の2様式別表1
控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書
- 3 第7号の2様式別表2
控除限度額の計算に関する明細書

なお、貴社において外国の事業に帰属する所得がある場合は、第6号様式別表5を提出してください。また、区分計算の方法による場合には外国の事業に帰属する所得の計算の明細書、従業者数按分の方法による場合には期末の外国従業者数及び総従業者数の明細書を添付してください。

<法人税申告書関係>

- 4 法人税申告書 別表1（1）の写し
- 5 法人税申告書 別表4の写し
- 6 法人税申告書 別表6のうち外国税額控除関係書類各表の写し